北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開発監理部の所掌事務） **第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七　（略） 十八　削除 十九～四十三　（略） （事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十七　（略） 三十七の二　情報システムの整備及び管理に関すること。 三十八～五十一　（略） （開発監理部に置く課等） **第九条**　開発監理部に、次の十課及び二室を置く。 総務課 人事課 会計課 職員課 用地課 開発計画課 開発調整課 開発調査課 開発連携推進課 アイヌ施策推進課 広報室 職員研修室 **第二十一条**　削除 （開発企画官及び開発調整推進官） **第二十九条**　開発調整課に、開発企画官及び開発調整推進官それぞれ一人を置く。 2　（略） 3　開発調整推進官は、命を受けて、第十六条第一号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。 （開発企画官） **第三十条の二**　開発連携推進課に、開発企画官二人を置く。 2　（略）	（開発監理部の所掌事務） **第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十七　（略） 十八　情報システムの整備及び管理に関すること。 十九～四十三　（略） （事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十七　（略） （新設） 三十八～五十一　（略） （開発監理部に置く課等） **第九条**　開発監理部に、次の十課及び三室を置く。 総務課 人事課 会計課 職員課 用地課 開発計画課 開発調整課 開発調査課 開発連携推進課 アイヌ施策推進課 広報室 職員研修室 情報管理室 （情報管理室の所掌事務） **第二十一条**　情報管理室は、情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。 （開発企画官） **第二十九条**　開発調整課に、開発企画官一人を置く。 2　（略） （新設） （開発企画官） **第三十条の二**　開発連携推進課に、開発企画官一人を置く。 2　（略）